# ドキュメントの閲覧について

PRTR届出管理システムの移行及び運用保守（以下「本役務」という。）の意見招請における仕様検討に必要な場合に、PRTR届出管理システムに関するドキュメントを閲覧することができる（ドキュメントの持出は不可とする。）。ドキュメントの閲覧を希望する場合には、閲覧の希望日の3営業日前までに独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センターリスク管理課（以下「リスク管理課」という。）に連絡し、了解を得てから来所すること。ただし、希望日時に閲覧を受けられない場合があるので、その際はリスク管理課と閲覧を希望する者とで協議の上、日時を決定するものとする。また、閲覧の際には別添に示す誓約書をリスク管理課に提出すること。

なお、ドキュメントの閲覧により知り得た事項は、本意見招請における仕様検討以外の目的に使用してはならない。

【参考】閲覧できるドキュメント一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ドキュメント名称 | 詳細 |
| PRTR届出管理システム | 設計書一式 | 概念設計書、基本設計書、詳細設計書、画面レイアウト・画面遷移・帳票レイアウト規約、プログラム説明書、運用手順書等 |
| 操作マニュアル | 事業者用機能、都道府県等用機能、事業所管大臣用機能、法律所管大臣用機能、NITE用機能の操作マニュアル |
| セキュリティ診断実施計画書 | 過去(3年分)のセキュリティ診断実施計画書 |

別添

誓　約　書

　令和　　年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

　　化学物質管理センターリスク管理課長　殿

住　　　所：

　　　　　　　　　　　　会　社　名：

　責任者役職：

責任者氏名：

　「PRTR届出管理システムの移行及び運用保守」の意見招請における仕様検討のため、PRTR届出管理システムに関するドキュメントの閲覧により知り得た事項について、つぎのとおり誓約いたします。

　１．ドキュメントの閲覧により知り得た事項は、本意見招請における仕様検討以外の目的に利用しないこと。

　２．ドキュメントの閲覧により知り得た事項について、他に漏らし又は他の目的に利用しないこと。